



2026年7月16日

各位

会社名 竹田 i P ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 COO 細野 浩之
(コード番号 7875 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 上席執行役員 CFO 経営統括本部長 巻尾 忠臣
TEL (052) 871-6351

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年8月10日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 67,000株
(3) 処分価額	1株につき823円
(4) 処分価額の総額	55,141,000円
(5) 処分予定先	当社の取締役 2名 21,600株 ※1 当社の執行役員 3名 5,600株 ※2 当社子会社の取締役 11名 33,800株 当社子会社の執行役員 3名 6,000株 ※2

※1 監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。

※2 委任型執行役員を含む。ただし取締役を兼務する者を除く。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年5月14日開催の取締役会及び2018年6月27日開催の第80回定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役に対する中長期的なインセンティブの付与及び一層の株主価値の共有を目的として、「譲渡制限付株式報酬制度」（以下「本制度」という。）の導入を決議いたしました。また2021年6月24日開催の第83回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行のご承認を頂くとともに、これに伴う本制度の一部改定についてご承認を頂きました。これにより、本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して支給する金銭報酬債権の総額を年額40百万円以内とすること、発行または処分される当社普通株式の総数を年8万株以内にする（※3）こと、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認を頂いております。（※3. 年8万株以内でご承認をいただいておりますが、2026年4月1日を効力発生日として、当該普通株式を1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますので、当該分割比率に従い16万株以内に調整しております。）

また、当社は、当社の執行役員（ただし当社の取締役を兼務する者を除く。以下同様とする。）及び一部の子会社の取締役及び執行役員に対しても、本制度を適用する旨、取締役会にて決議を行っております。

本自己株処分は、本制度を踏まえ、本日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

なお、自己株処分の対象となる当社普通株式は、当社が本制度に基づき、割当予定先である当社対象取締役、当社執行役員、並びに当社の一部子会社の取締役及び執行役員（以下「対象取締役等」と総称する。）に対して、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権（以下「譲渡制限付株式報酬」という。）を支給し対象取締役等に支給された譲渡制限付株式報酬を出資財産として現物出資させることにより、自己株式処分を通して処分（以下「本自己株式処分」という。）されるものです。また、当社は、対象取締役等との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本譲渡制限契約」という。）を締結するものとしております。

3. 割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026年8月10日～2056年8月9日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、対象取締役等は、当該対象取締役等に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役等が、以下の①から④に掲げる場合の区分に応じて、それぞれの場合における要件を満たすことを条件に、譲渡制限期間の満了時点をもって、当該時点において本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

① 対象取締役等が、当社の取締役である場合

本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったこと

② 対象取締役等が、当社グループの取締役である場合

本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当該当社グループの定時株主総会の開催日まで継続して、当社グループの取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったこと

③ 対象取締役等が、当社の執行役員である場合

本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日まで継続して、当社グループの取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったこと

④ 対象取締役等が、当社グループの執行役員である場合

本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当該当社グループの事業年度末日まで継続して、当社グループの取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったこと

ただし、対象取締役等が、譲渡制限期間中に、当社取締役会が正当と認める理由（任期满了、死亡等）により、本譲渡制限期間が満了する前に当社グループの取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職したとき、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、当該対象取締役等の在任又は在職月数に応じて合理的に決定される数の本割当株式の譲渡制限を解除するものとします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

また、本譲渡制限期間中に以下の①から④に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ掲げる時点をもって、本割当株式の全部又は一部を無償で取得するものといたします。

① 対象取締役等が、当社の取締役である場合

本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社グループの取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期满了等）がある場合を除き、当社は、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

② 対象取締役等が、当社グループの取締役である場合

本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当該当社グループの定時株主総会の開催日の前日までに当社グループの取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

③ 対象取締役等が、当社の執行役員である場合

本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日までに当社グループの取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

④ 対象取締役等が、当社グループの執行役員である場合

本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当該当社グループの事業年度末日の前日までに当社グループの取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

(4) 株式の管理に関する定め

対象取締役等は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。）であって、かつ当該組織再編等に伴い、対象取締役が、当社グループの取締役、執行役員並びに使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、対象取締役等の在任又は在職月数に応じて合理的に決定される数の本割当株式の譲渡制限を解除するものとします。

当該組織再編等が承認された場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年7月15日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である823円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上